

苦情処理機関 Q&A

どのようなことを申し出ることができますか？

男女共同参画の推進に関する市の施策だけでなく、共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策や、私人間における性別による差別的な取扱いで不利益や被害を受けたことなど（ただし、市内で発生したもののみ）が対象となります。

- 例：
- ・市の意思決定の場に女性が少ないので、もっと多くすべき
 - ・広報物に性別役割分担意識や女性蔑視に基づく表現があったので、改善すべき
 - ・性別による差別的な取扱いを受けたので、改善してほしい
 - ・セクシュアル・ハラスメントを受けたので、解決してほしい
 - ・夫からのドメスティック・バイオレンスを、やめさせてほしい

誰でも申し出ることができますか？

福井市内に住所を有する方のほか、在勤、在学している方が申し出ることができます。また、市内において事業を行う事業者、団体も申し出ることができます。

申出は、どのように処理されるのですか？

苦情処理の申出があった場合、男女共同参画苦情処理委員（以下、「苦情処理委員」といいます。）が、申出内容について聞き取りなどの必要な調査や苦情の処理にあたります。苦情処理委員は、市の施策の見直しや、関係者への助言又は是正の要望等を行い、処理結果を申出人にお知らせします。なお、必要に応じて、適切な機関へ引き継ぐこともあります。

また、苦情処理の申出にあたっては、個人情報の保護に十分配慮します。

すべての申出が処理されるのですか？

次の申出は、この制度の調査・処理の対象となりません。その場合は申出人にお知らせします。

＜他の機関に権限があることや、既に他の機関で確定したこと＞

- ・ 判決、裁決等により確定した事項
- ・ 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- ・ 男女雇用機会均等法その他の法令の規定により処理すべき事項
- ・ 議会に請願又は陳情を行ってある事案に関する事項

＜調査が困難と思われること＞

- ・ 人権を侵害された旨の申出が、当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたとき
- ・ 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

申出の方法は？

苦情申出書別紙により申し出てください。窓口、郵送、FAX または電子メールにて受け付けます。

苦情申出書には、申出をする方の氏名、住所、電話番号、苦情の内容及び申出理由、苦情にかかる事実の発生した日、この問題に関する他の機関への相談等の状況、申出の年月日を記入してください。

郵 送：〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1

福井市 総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課

F A X：0776-20-1538

E-mail：josei@city.fukui.lg.jp

男女共同参画苦情処理委員

人格が高潔で、男女共同参画の推進及び行政に関し優れた識見を有する弁護士・有識者で構成されます。

委員数：3人以内

任 期：2年（再任可能）

お問い合わせ

福井市 総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課

TEL：0776-20-5353